

令和5年（2023年）第三回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第176号	<p>件名：熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 医療法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第85号）の施行に伴い、病院における人員に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの。</p> <p><改正内容> 第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。</p> <p><施行日> 令和6年4月1日</p>

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成27年条例第64号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(専属薬剤師の設置の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(病院の人員の基準)</p> <p>第3条 法第21条第1項第1号の規定により病院が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(専属薬剤師の設置の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(病院の人員の基準)</p> <p>第3条 法第21条第1項第1号の規定により病院が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>医療法(抜粋)</p> <p>第二十一条 病院は、厚生労働省令(第<u>一</u>号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。)及び第<u>十二</u>号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例)の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> <p>一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者</p> <p>二 各科専門の診察室</p> <p>三 手術室</p> <p>四 処置室</p> <p>五 臨床検査施設</p> <p>六 エックス線装置</p> <p>七 調剤所</p> <p>八 給食施設</p> <p>九 診療に関する諸記録</p>

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数

- 十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設
- 十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室
- 十二 その他都道府県の条例で定める施設

が4又はその端数を増すごとに1

- (4) 栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の病院
にあつては、1

(5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実
情に応じた適当数

(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病
院にあつては、病院の実情に応じた適当数

が4又はその端数を増すごとに1

- (4) 栄養士 病床数100以上の病院
にあつては、1

(5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実
情に応じた適当数

(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病
院にあつては、病院の実情に応じた適当数

※医療法（昭和23年法律第205号。）第
21条第1項第1号において、病院は、
都道府県の条例で定める員数の看護師
その他の従業員を有しなければならない
とされており、同条第3項において、
都道府県が条例を定めるに当たっては、
厚生労働省令で定める基準に従って定
めることとされている。

医療法施行規則（昭和23年厚生省令
第50号。以下「規則」という。）第1
9条第2項において、病院の従業者及び
その員数について、厚生労働省令で定め
る基準であつて、都道府県が条例を定め
るに当たつて従うべきものを定めてお
り、栄養士については、同項第4号にお
いて、病床数100以上の病院にあつて
は、1名配置することとされている。

今回、規則第19条第2項第4号が改
正され、（令和6年4月1日施行）従う
べき基準に管理栄養士が追加されたた
め、条例についても改正が必要となつ
た。

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

3 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有するものについては、第1項第1号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第2号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」とする。

第4条～第6条（略）

附 則（略）

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

3 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有するものについては、第1項第1号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第2号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」とする。

第4条～第6条（略）

附 則（略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。